

資産運用報告書の適正性に関する確認書

2021 年 2 月 18 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
インフラファンド発行者名	タカラレーベン・インフラ投資法人 (コード : 9281)
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 (署 名)	執行役員 菊池正英

本投資法人の執行役員である菊池正英は、本投資法人の 2020 年 6 月 1 日から 2020 年 11 月 30 日までの第 10 期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務等をタカラアセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に全て委託しております。また、計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務及び納税に関する事務等を税理士法人令和会計社（以下「一般事務（会計・税務）受託者」といいます。）に、納税に関する事務等を PwC 税理士法人に、機関（役員会）の運営に関する一般事務を本資産運用会社、機関（投資主総会）の運営に関する一般事務及び資産の保管に係る業務を三井住友信託銀行株式会社に、投資主名簿管理に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社に、それぞれ委託しております（注）。

（注）第 9 期の一般事務（機関（役員会及び投資主総会）運営）受託者は三井住友信託銀行株式会社でしたが、2020 年 6 月 1 日付で、機関の運営に関する一般事務受託者の一部変更が行われ、本資産運用会社が一般事務（機関（役員会）運営）受託者、三井住友信託銀行株式会社が一般事務（機関（投資主総会）運営）受託者となりました。

2. 資産運用報告提出までのプロセス

一般事務（会計・税務）受託者が作成した会計帳簿をもとに、本資産運用会社にて必要な情報を収集・集約した上で資産運用報告案を作成し、2021年1月15日開催の本投資法人役員会にて承認後、当該資産運用報告を提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の会計監査人である太陽有限責任監査法人より、投信法第130条に規定される会計監査を受け、同監査法人より投信法第115条の2に規定される会計監査報告を受領しております。
- (2) 税務に関する事項は、本投資法人の税務顧問であるPwC税理士法人による助言及び確認を受けております。
- (3) 本資産運用会社においては、本資産運用会社が定める社内規程に基づき、必要な内部手続きを経て、当該資産運用報告の提出について承認していることを確認しております。
- (4) 本資産運用会社におけるコンプライアンス、リスク管理の取組みについて、本投資法人の役員会において逐次報告を受けております。
- (5) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議または報告されております。

以上